

報 道 資 料

発表日:令和8年3月10日

所 属:公立大学法人奈良県立医科大学

担 当:人事課 森田、江上

電 話:0744-22-3051 内線2175、2275

公立大学法人 奈良県立医科大学 職員の懲戒処分について

3月3日付けでハラスメント事案について、下記のとおり懲戒処分を行ったので、お知らせいたします。

記

被処分者 : 本学附属病院 看護師

処分内容 : 戒告

処分理由 : 公立大学法人奈良県立医科大学職員就業規則
第31条第1項第1号及び第2号に違反

処分事由 : 委託事業者の従業員に対する業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動がハラスメントに該当